

## 公職選挙法等の一部改正について

### 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等について

#### (1) 公布年月日

令和4年11月28日

#### (2) 主な内容

令和2年の国勢調査(日本国民の人口)の結果に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った選挙区の改定案についての勧告を受けて、25都道府県140選挙区が改定され、東京都においては25選挙区から30選挙区に改定された。

また、比例代表選出議員の東京都における定数が、17人から19人に改正された。

#### (3) 中野区が属する小選挙区

##### 改定前

##### ア 東京都第7区

(中野区：第1～17投票区、第19～20投票区、第29投票区)

南台1～5丁目、弥生町1～6丁目、本町1～6丁目、中央1～5丁目、東中野1～2丁目及び4～5丁目、中野1～4丁目及び5丁目(10～68番)、新井1丁目(1～35番)及び2～3丁目、野方1丁目及び2丁目(1～31番・41～62番)

(その他)

品川区の一部、目黒区の一部、渋谷区全域、杉並区の一部

##### イ 東京都第10区

(中野区：第18投票区、第21～28投票区、第30～40投票区)

東中野3丁目、中野5丁目(1～9番)及び6丁目、上高田1～5丁目、新井1丁目(36～43番)及び4～5丁目、沼袋1～4丁目、松が丘1～2丁目、江原町1～3丁目、江古田1～4丁目、丸山1～2丁目、野方2丁目(32～40番・63～69番)及び3～6丁目、大和町1～4丁目、若宮1～3丁目、白鷺1～3丁目、鷺宮1～6丁目、上鷺宮1～5丁目

(その他)新宿区の一部、豊島区の一部、練馬区の一部

##### 改定後

##### 東京都第27区

中野区全域、杉並区の一部

#### (4) 施行期日等

令和4年12月28日

この改正法は、施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用される。



## 洋上投票制度等の創設

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙と同様の投票方法に整備された。

### (3) 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

## 3 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の施行について

### (1) 公布年月日

令和4年11月18日

### (2) 主な内容

国民の地方選挙に対する関心を高めること等を目的として、令和5年3月、4月又は5月に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一する。

都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙の期日

令和5年4月9日

指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長の選挙期日

令和5年4月23日

### (3) 施行期日

令和4年11月18日